

21 西 審 国 第 9 号
平成 22 年 2 月 8 日

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市国民健康保険運営協議会
会 長 清 水 文 子

諮問第 2 号に対する答申書

平成 21 年 12 月 22 日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

諮 問 事 項

平成 22 年度 国民健康保険料の見直し

答 申 事 項

保険料率など

- (1) 基礎賦課額の所得割
100分の4.00から100分の4.50
- (2) 基礎賦課額の資産割
100分の15から100分の10
- (3) 基礎賦課額の被保険者均等割
14,700円から17,200円
- (4) 基礎賦課額の世帯平等割
特定世帯以外の世帯 9,300円から11,800円
特定世帯 4,650円から5,900円
- (5) 基礎賦課額の賦課限度額
44万円から47万円

「付帯意見」

- 1 保険料の賦課方式は、現在4方式を採用しているが、資産割、応能・応益割合のあり方について引き続き調査・検討し、将来的に見直しを図る必要がある。
- 2 国保財政の健全化及び負担の公平性の観点から徴収率の向上を図ること。
- 3 被保険者の負担軽減及び一般会計の負担縮減を図るため国・東京都へ補助金の増額および保険制度の抜本的な見直しを要望すべきである。
- 4 特定健康診査により早期発見・早期治療で医療費削減を図るため、受診率を向上させること。